

政策調整会議の概要

開催日 平成20年11月13日(木)

項 目

1 予算執行計画における課題事業の進捗状況に関する全庁的な情報共有と議論の確保について

- ・ レンタルハウス整備事業【農業振興部】
- ・ 中山間地域集落営農等支援事業【農業振興部】
- ・ 研究成果事業化推進事業【商工労働部】

内 容

予算執行計画における課題事業の進捗状況に関する全庁的な情報共有と議論の確保を行うため、農業振興部及び商工労働部から該当事業について説明後、意見交換を行った。

< レンタルハウス整備事業【農業振興部】 >

【概要説明】

- ・ レンタルハウス事業は、農協等が行う園芸用ハウスのレンタル事業に必要なハウスの整備に対し県と市町村が補助をするものである。
- ・ 農業は高知県が外貨を稼ぐ基幹産業であり、その産出額の75%を占める園芸農業を支えるのがハウスのような施設栽培による農業であるが、県内ハウス面積は平成7年をピークに減少し続けている。農業を振興する上でレンタルハウスは大きな柱と位置付けているが、ハウス面積の減少と同時に、この事業の実施面積も右下がりの傾向にある。
- ・ 農家がハウスや資材価格の上昇による補助対象限度額の超過分を負担するということが、農家がこの事業の活用を躊躇する理由ではないかと考えている。
- ・ 今後の対応策としては、補助対象限度額を見直すなどして農家の負担を和らげることなどが考えられるが、他の事業と比べて執行率が低い要因をしっかりと分析した上で、平成21年度予算を検討していくこととしている。

【主な意見】

- ・ 暖かさ、長い日照時間などの本県の強みを生かすためには、それらと園芸の技術力で園芸を盛り上げていくという成長戦略が必要であり、また、そのためには、ハウス面積の維持拡大の戦略が必要となる。(副知事)
- ・ 執行率が低い点を指摘したのは、県の厳しい財政事情の中、現状をきちんと押さえて予算要求をしてほしいという意味がある。
指摘はもっともだが、市町村と農家の負担感を考える際、限度額をどうするかというアプローチだけでよいのかということもきちんと検討をしていきたい。
- ・ 後継者がいないことが事業取り止めの最大の原因となるのではないのか。そこにテコを入れるべきではないのか。
- ・ 後継者の問題で言えば、中山間総合対策本部では、集落を維持していくためにどうやって人に住んでもらうか、仕事はどうするかといったことを考えている。中古ハウスを利用したいが用地や用水の調整の不調により断念するなどといった、農家を取り巻く情勢の変化には、県庁組織が横断的に取り組んで対応できないかと考えている。
- ・ 農協も、この事業のあり方を生産農家の視点で見直し、レンタルハウスの空き部屋ができれば、農協が別の人を斡旋するとか、農協自らが行っていく仕組みが必要なのではないか。(副知事)
レンタルハウスは農協のものであり、農協にもリスクはある。
- ・ ハウスの空き部屋が増えてきているのであれば、農協は事業主体として、有効活用できるように努力をする必要があると思う。(副知事)
12月早々には全農協を集めて、産業振興計画中間取りまとめの報告と併せて、皆で一緒に取り組んでいくという意思を共有していきたい。

< 中山間地域集落営農等支援事業【農業振興部】 >

【説明概要】

- ・面積も小さく、高齢者も多い高知県の農業の一つの大きな出口として集落営農がある。
- ・中山間地域集落営農等支援事業の「一般タイプ」は、作業の省力化、低コスト化につながる基盤整備や農業機械の導入の支援等集落営農への組織化を図る事業であり、「モデル集落育成タイプ」は高知県の集落営農のモデル集落を育成し、成功事例を作り上げていく事業である。
- ・一般タイプは、新規事業であるため取り組みが遅れたことや、市町村・農業者の集落営農組織への誤解があったこと、個人経営が盛んな地域では集落営農の土壌が育っていないことなどから、進捗状況が思わしくないが、4月以降地域に再三出向いて農業者、市町村等への説明を重ねるなどの対応をしている。
- ・モデル集落育成タイプは、園芸品目などを導入して所得の向上を図り、集落で生活ができる仕組みを持つ「こうち型集落営農組織」のモデル集落を育成するものであり、5月に10モデル集落を選定したところであるが、段階的な集落内の合意形成にかなりの時間を要しており、スケジュールは遅れている。それでも、年度内に全ての組織設立が見込まれており、全モデル集落が確実に前進している。

【主な意見】

- ・特に新規事業におけるスケジュールは十分見極めて予算要求を行ってほしい。
- ・こうち型集落営農は、これからの農業の戦略であるため、しっかりやってほしい。(副知事)
- ・中山間総合対策本部としても、産業をつくるのは、集落営農がメインだということを言っている。高齢者には大規模な話と思われることもあるが、この事業だけではなくて、他に使えるメニューもお示しして勤めるようなことも必要ではないかと思う。

< 研究成果事業化推進事業【商工労働部】 >

【説明概要】

- ・平成15年度からの5年間で、主に酸化亜鉛(ZnO)を中心にした電子デバイス関係の研究開発を工科大・企業・県が共同研究を行い、平成20年度以降はその成果を使って事業化の展開を図ることとなっている。
- ・テレビの液晶等に使われるTFTに、現在の材料ではなく酸化亜鉛を使った製品の開発を行う見込みを立てていたが、この実用化研究を担う企業が出てこなかったため、20年度に計画していた研究費の執行ができなくなっている。
- ・また、電球や蛍光灯に変わる新しい光源として電解電子放出光源FELを開発する事業では、平成20年度以降も県も関わって共同で応用研究を続けることになっていたが、新設された会社に研究員が移籍し、その会社が独自に開発を進めることになったため、この開発費について執行ができなくなったものである。
- ・ただ、特許出願が126件あるため、今後、企業を見つけて、事業化研究にこれらの成果を使って、地域の中で開発を進めていきたいと考えている。

【主な意見】

- ・平成21年度はどうするのか。予算要求はするのか。(副知事)
実用化に向かう段階にあるものは、企業を作るなど、やってきている。これからやっていくものは企業が見つからないと厳しい。事業化に結びつけるための研究開発を続けるのであれば、事業全体を維持することとなるが、現在のところ、具体的な実用化のテーマがハッキリしていないので、まだ事業化に関する予算要求はできない。また、ZnO-TFTはできれば国の研究費を導入したいこと、ZnO-TFTの紫外線センサーの部分はこうち産業振興基金を活用していることから、今のところ、直接県費での研究開発はないと考えている。
- ・今までの研究者や企業のパートナーとはきちんと話しておかなければならない。今まで、こちらからいろいろとやらせておいて、いきなり予算がなくなったと言うことのないように、産業振興センターを中心に、きちんと趣旨を話して納得をしておいてもらう必要がある。(副知事)